

令和6年度第1回新宿区障害者自立支援協議会
(障害者差別解消支援地域協議会)

日時	令和6年7月2日(火) 10:00～
場所	新宿区役所本庁舎6階第4委員会室

○事務局(武藤) おはようございます。障害者福祉課福祉推進係の武藤と申します。本日は、御出席いただきありがとうございます。

会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。机の上には本日の次第、委員名簿、事務局名簿、配席表、そして資料 1 から 8 を御用意しております。不足などありましたら、事務局までお申出ください。

本日は、計画相談員の研修の一貫で、研修員の方がいらっしゃっています。

では、ここから今期の役員が決まるまで障害者福祉課長へ進行をお願いします。

○渡辺委員 皆様、おはようございます。障害者福祉課長の渡辺でございます。この度は、第 10 期の障害者自立支援協議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。今回 10 期の第 1 回ということですので、この後、議事で会長、副会長を選出されますが、その間、私のほうで進行を務めさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

初めに、議事の(1)委員と事務局の紹介を、自己紹介という形で進めていきたいと思えます。大変恐縮ですが、席順の順ということで、トップバッター末永委員からお名前と御所属をおっしゃっていただければと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○末永委員 末永と申します。よろしくお願いいたします。一応名簿では明星大学となっており、大学ではソーシャルワークを教えておりますが、新宿で計画相談を担当させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○廣井委員 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター就労支援部長をしております廣井と申します。よろしくお願いいたします。障害者の就労支援を担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

○吉田委員 ハローワーク新宿専門援助第二部門の吉田と申します。今回 2 期目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○早田委員 弁護士の早田賢史と申します。第二東京弁護士会の高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会という所に所属しております。普段も、障害ある方や、うつの方の事件、特に労働事件を多く担当しております。よろしくお願いいたします。

○飯島委員 人権擁護委員から出ております、飯島泰文と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○今井委員 区内 23 の障害者団体の事務局をやっております今井と申します。よろしくお願いいたします。

○内藤委員 今、紹介がありました、障団連の副会長をやっております。そして、新宿区手をつなぐ親の会の会長もしております内藤です。よろしくお願いいたします。

○友利副会長 私は、新宿区障害者団体連絡協議会の精神のほうから参りました友利と申します。普段は、精神障害の方の B 型事業所の職員をしております。よろしくお願いいたします。

○椎名委員 新宿区立障害者福祉センターの館長をさせていただいている椎名と申します。

今回初めて参加させていただきますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○廣川委員 社会福祉法人南風会シャロームみなみ風という知的障害をベースにして、身体障害の重複の方もいる入所と通所の施設の施設長をしています廣川と言ひます。よろしくお願ひします。

○山崎委員 新宿区立障害者生活支援センターの山崎と申ひます。センターは、精神の区の拠点施設として運営させておひだしておひます。今期もよろしくお願ひいたします。

○石丸委員 新宿区基幹相談支援センターの主任相談支援専門員をしておひます石丸明子と申ひます。主に地域の相談支援、従事者の皆さんの支援者支援を担当しておひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高橋委員 高橋秀子と申ひます。私は行政相談員、東京行政相談委員協議会の新宿区の担当をしておひます。よろしくお願ひいたします。

○南大路委員 今回新任です。相談支援事業所 Team shien m-a 新宿の南大路直子と申ひます。よろしくお願ひします。障害種別は特定なしで、児童の相談も受けておひます。

○山口委員 プラナ新宿の山口と申ひます。相談支援専門員をやっておひます。新任ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○塚本委員 特定非営利活動法人東京ソテリアの塚本さやかと申ひます。私も新任です。新宿区内では、障害をお持ちのお子さんの短期入所事業、ソーシャルファーム事業の運営を行っておひます。母体では、精神障害をお持ちの方の支援を行っておひます。よろしくお願ひします。

○飯島委員 不動産宅地建物取引業協会の社会貢献委員長を担当しておひます飯島と申ひます。いつも12月には、新宿西口広場で身体障害者の方の17の売店の方と関わり、アコーディオンでクリスマスソングを弾いて励ましておひます。よろしくお願ひいたします。

○三浦委員 新宿東メンタルクリニックの三浦と申ひます。医療関係者というので参加してひます。よろしくお願ひします。

○御所窪委員 若松町地区の民生委員・児童委員協議会から来ました御所窪和子と申ひます。よろしくお願ひします。

○宮端委員 新宿区社会福祉協議会次長の宮端と申ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○渡辺委員 改めまして、新宿区の障害者福祉課長の渡辺でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○渡邊委員 新宿区健康部保健予防課長の渡邊と申ひます。私は、新任でございます。精神保健を担当しておひます。よろしくお願ひいたします。

○渡辺委員 新宿養護学校の校長の門脇先生については、本日御欠席の連絡を頂ひておひます。以上委員23名中、22名の出席ということで、過半数の定足数を満たしてひることを、後になってしまひましたが御報告いたします。

続いて、事務局の職員のご自己紹介をお願ひします。木津係長からお願ひします。

○子ども総合センター子ども家庭支援課発達支援係長 子ども総合センター子ども家庭支援課発達支援係長の木津です。今年度から参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○四谷保健センター保健サービス係長 四谷保健センターの保健サービス係長の尾石と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健相談係長 健康部の保健予防課保健相談係長の小川と申します。精神所管していません。よろしくよろしくお願いいたします。

○支援主査 障害者福祉課支援係身体障害者福祉司をしております高野と申します。よろしくお願ひします。

○支援係長 福祉部障害者福祉課支援係長をしております松澤と申します。よろしくお願ひいたします。

○相談係長 障害者福祉課相談係長の内田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福祉推進係長 障害者福祉課福祉推進係長をしております小林と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局(武藤) 福祉部障害者福祉課福祉推進係の武藤と申します。よろしくお願ひいたします。冒頭の説明のところで委嘱状のお話をするのを忘れており、皆様お手元に、御自身のお名前が書かれた委嘱状はございますか。お持ち帰りいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。以上です。

○渡辺委員 以上で、委員と事務局の職員の紹介は終わりました。

続きまして、議事の(2)「会長・副会長の選出」に移ります。会長・副会長につきましては、新宿区障害者自立支援協議会要綱第5条第1項に「協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める」と定められております。よってこれに従って、委員の互選によって決めてまいりたいと思ひますが、どなたか自選、他選はございますでしょうか。今井委員、お願ひいたします。

○今井委員 前期より自立支援協議会を引っ張っていただいております三浦委員を会長に、そして副会長に友利委員をお願ひしたいと思ひます。また、今期退任しました河村委員の代わりに、弁護士の前田委員に副会長をお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(拍手)

○渡辺委員 今、会長に三浦委員、副会長に友利委員、前田委員を推薦する旨、伺いまして、皆さんの拍手をもって承認されたということでよろしいでしょうか。それでは、三浦委員、友利委員、前田委員は席へお移りいただければと思ひます。

この後の進行は会長にお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○三浦委員 会長を仰せつかりました三浦でございます。よろしくお願ひいたします。前期に引き継ぎということになります。特に何か新しいことをやろうという魂胆はないのですが、むしろ確認事項でございまして、ここは重要なところなのですが、自立支援協議会は何をする所か。一方で施策を検討する委員会もあつたりもしますので、自立支援協議会

は何かを決めるとか、区に要求するとかいうようなことを直線的に目指すのではなくて。2つあって、両方とも検討という言葉が入るのですが、1つは地域の課題を検討する。ここにいらっしゃる皆様方も、それぞれのフィールドでいろいろな活動をされていて、各自が見たこと、聞いたこと、自分が体験したこと、感じたことなどを報告いただいて、こういうことが地域の中で起こっているのだな、こういうことで困っている部分もあるんだな、逆に、これは結構うまくいっているみたいなことを、みんなで共有するような場、課題があればどうしたらいいのだろうとみんなで話し合うという、地域課題を検討すること。もう1つは同じ検討なのですが、地域体制の整備状況も検討するということです。障害者福祉課を含めて、新宿区でいろいろな取組がなされていて、もちろんうまくいっている所もあれば、うまくいっていない所もあるかもしれない。そういった体制づくりの課題を検討していくというような形で、ここで話し合われたことは、皆様の自由な御発言も含めて、ちゃんと議事録に残りますし、公開はされるのですよね。議事録は、原則的に公開されるということと、当然公開されるということは、施策づくりを検討する新宿区内の障害者福祉課を中心とする部署の皆さんの御発言の内容を把握するということなので、改めてこれ聞いてくださいと言わなくても、知っているはずだという前提にはなるので、皆さんで自由な発言をしていければいいかなということ。何かこれを区に求めるとか、これを作らなければ駄目というふうに、自然にそうなることはもちろんあるのですが、直線的にそれを目指すのではなくて、手前側のいろいろな課題を検討していくことが、この会の大切な役割だと私自身は思っているということです。よろしくお願いします。

○早田副会長 副会長にさせていただきました弁護士の早田と申します。私も今期2期目になります。前回の2年間、委員をやらせていただいて感じたことは、昨今、障害ある人に対する社会的な環境がものすごく大きく変わっている中で、障害者権利条約もできて、それを支える法律や条令などもできていて、障害がある人たちが差別だとか暮らしにくいとかいろいろ考えていたことが、少しずつ改善されるようにはなってきて、何かおかしいことがあったら障害者差別だとか、合理的配慮を求めたいんだというように声を上げやすくなってきているということで、すごく社会が変わってきているところだと思っています。私は日頃、裁判などやっていますが、裁判の中でも障害者が暮らす上でのいろいろ社会体制が変わっているということ、裁判の判決の中にも少しずつですが反映していて、それを見ると、やっぱり社会が動いているところだなと思っています。

それで見たときに、権利侵害、障害者に対する差別、合理的配慮が足りない、権利侵害だと言われることは、わりと本人も分かりやすいのですけれども、ただ本人とか家族がまだ自覚していない、気付いていないけれども、手をサポートしたほうがいいような場合、場面が結構あるなということもよく感じました。それが前回では、人権侵害だとか、障害者差別という言葉そのものではないですが、権利擁護が必要なもの、権利擁護が必要な場面というようなことを言ってきていて、別にそこら辺は障害ある無しにかかわらないのだと思いますけれども。暮らしづらい、生きづらいところについて、周りでサポートできる

ように、本人や家族、直接の支援者が気付いていないけれども、それをもっと引いたところから見ると、ちょっとやっぱりほかの人と違ってやりづらそうだなというところをサポートできるような、そういう知恵をどんどんこの協議会の中でも出していったらいいのではないかなと思っています。よろしくお願いします。

○三浦会長 そうですね。この自立支援協議会は一方で、障害者差別解消支援地域協議会も兼ねておりまして、これもまた別な法令等で決まっている会議なので、それも同時に併せて行うということです。

昨日、クリニックで御飯を食べながらネットを見ていたら、合理的配慮って日本だと、何かすごく気を使わなきゃいけないとか、逆にどこまで気を使ったらいいかわからないとか、若しくはこれ以上気を使えないとか、心理的な疲弊合戦みたいな感じに受け取られてしまうのです。英語はディーズナブル・アコモデーションなのです。ディーズナブルは合理的ですよ。そこまでいいのです。アコモデーションは調整するという意味らしいのです。お互いに合理的に、お互いの理の範囲でお互いに調整し合うということです。例えば、私は四谷保健センターに、精神保健相談に月1回大体行っているのですが、行って部屋に入るなり、「先生、部屋暑いですか、冷房どうします」と言ってくれるんですよ。それがアコモデーションです。そのとき大切なことは、私も四谷保健センターのスタッフも、そこに来る来談者、区民も、暑過ぎず、寒過ぎずをお互いに上手に見つけていく、調整していく、温度設定をするという、逆に言えばそれだけのことなんですよね。だから、そんなに大きな大上段に振りかぶって考えなければいけない、いわゆる支援をする側という人が、何か苦難を背負うかのようなことをしなくてもいい。お互いがみんな平等に調整し合うということなのかなと思います。

○友利副会長 副会長を拝命しました友利と申します。何期目かは忘れてしまいましたけれども、結構長く参加させていただいております。今、先生がおっしゃったように、互いに差別というか、日本の場合はまだまだ分けて隔離したり、分けてやっていくという考え方が非常に根強くて、これは世界からもかなり注意を受けているところだと思うのですけれども。私の担当している精神障害の方たちの声を実際にいろいろな所で聞いていただくというような活動を、近年、力を入れているのですけれども。知的の方も、身体の方も当事者の声を、みんなで関心を持って知り合うという、健常者と言われる方とも知り合うみたいな、そういう双方向の活動がもっともっと進むと、もっと分かりあえるのではないかなと思っています。コロナの時期を経て、去年は当事者の方たちの声をじかに聞く場面を作ったり、そういうことを今後もなくならないように、どんどん進めていけたらなと思っています。何とぞよろしくお願ひいたします。

○三浦会長 では、議事に入りたいと思います。友利副会長に議事進行的な部分を若干お願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○友利会長 不慣れな点もございしますが、皆様御協力のほどをよろしくお願ひをいたします。「次第」に沿ってお話を進めてまいりたいと思います。2の議事に入ります。(3)

「新宿区障害者自立支援協議会・障害者差別解消支援地域協議会運営について」です。①概要・運営体制、②令和5年度の活動報告、③令和6年度のスケジュールを、武藤さんのから御説明いただきます。お願いいたします。

○事務局(武藤) 武藤から御案内させていただきます。資料1、2を御覧ください。新任の方も多いので、この会の運営体制を私からお話ししたいと思っております。資料1が自立支援協議会の要綱です。運営方法等のルールが書かれておりまして、こちらをもっと分かりやすくまとめたものが資料2の図となっています。資料2を御覧いただくと、障害者自立支援協議会と大きく記載して、線で囲ってあるのが見えるかと思っております。全体会は、障害者総合支援法を根拠に作られております。

重要なので読みます。障害者総合支援法第89条の3「関係者機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議」と、これを話し合う会が全体会でございます。先ほど三浦先生もおっしゃっていただきました。

また、この自立支援協議会には、障害者差別解消支援地域協議会という側面もございます。こちらは障害者差別解消法を根拠に作られております。障害者差別解消法でいうと、17条～18条の部分ですが、「障害を理由とする差別に関する相談事例の情報交換と解消するための取組の協議」。こちらを協議することも自立支援協議会の中に組み込んでおりますので、御留意くださいますようお願いいたします。

以上の協議は全体会で行われていますが、また図の全体会の下にある専門部会の所を御覧ください。こちらでは地域課題全般を、全体会よりも少人数で柔軟な協議を実施しており、こちらで判明した課題を全体会に上げ、更に全体会で洗練された課題を区と共有していくという流れで、障害者自立支援協議会は動いております。ほかにも運営会議はございますが、これは全体会や専門部会が開催される1か月ほど前に、委員の方々を召集させていただきまして、協議事項を調整する準備の場として扱っています。これ全体で自立支援協議会と呼んでおります。また、この自立支援協議会ですが、表の中の部分でいうと、外部の組織と交流している部分があります。障害者施策推進協議会ですとか、障害者自立支援ネットワークと連携しております。障害者施策推進協議会というのは、障害者の計画等の推進等の話し合いをしている所であり、障害者自立支援ネットワークについては、様々な福祉事業所の連絡会です。障害者施策推進協議会については、去年度ですと、自立支援協議会で見解書などを作って、推進協議会に提出したりしましたし、自立支援ネットワークについては、様々な人材交流ですとか、意見の交流といった連携を、自立支援協議会は外の協議会と連携を取っております。

専門部会の細かい部分につきましては、資料2の裏の部分に書いてあるのですが、こちらは後の議事で、専門部会についてお話しする所がございますので、今は控えます。概要・運営体制については以上です。何か運営体制で御質問等ございましたらお答えいたしま

すが、よろしいでしょうか。

○三浦会長 この運営会議とか、専門部会には、今参加の委員の方々は、誰でもが参加できるといえることですね。

○事務局(武藤) そうです。皆さん御参加いただけます。

○三浦会長 むしろ積極的に御参加いただきたいなという感じがします。

○事務局(武藤) お願いします。

○三浦会長 昨年度の実績で言えば、施策推進協議会に向けて、私たちの自立支援協議会から、こういうような地域実情を皆で検討しておりますというような、それを施策づくりに検討材料としてお使いいただければ有り難いですという文章を出しているというのが、先ほどの見解書ということですね。

○事務局(武藤) はい。では、令和5年度の活動報告と、令和6年度の自立支援協議会のスケジュールを続けて御案内したいと思います。

資料3と4を御覧ください。資料3が去年の自立支援協議会の活動のまとめです。資料4がこれからのスケジュールが書いてあります。資料3を御覧いただくと、去年は自立支援協議会は全体会が3回、専門部会は3部会、合わせて5回ほど開催しました。全体会での主な活動といたしましては、障害者計画策定に対して自立支援協議会の見解書の作成、あとは障害者差別解消法の改正法の施行に伴うパンフレットの作成、また1年に一度の地域生活支援拠点の評価などが挙げられるかと思えます。専門部会においては、権利擁護検討部会が中心となり、「人として当たり前持っている権利について考えてみた」ということを題材にして、障害者の権利擁護セミナーを実施いたしました。障害者の権利擁護が必要なのに見過ごされている場面が多いのではないかと、障害者に対して支援をしている者が、実は権利を侵害する側に回ってしまっているのではないかと、支援者の自己覚知は十分なのか、そういった論点からセミナーを開催し、とても御好評いただきました。以上が去年の活動の主なまとめでございます。

資料4ですが、1年間の自立支援協議会の年間スケジュールを書いております。年間スケジュールの表になっている一番上が自立支援協議会の開催時期を書いていますが、7月2日、本日、1度目の協議会を開催しております。予定といたしましては10月、3月で一度ずつ協議会を開いて、全体で3回やりたいと思っております。時期は若干ずれるかもしれませんが、できればこのスケジュールのとおりにやりたいと思っております。また、本会議、全体会が行われる1か月ほど前に運営会議が開かれますので、協議会の1か月半ぐらい前に、運営会議の召集を皆さんに掛けさせていただくことが、これからあるということで、御承知おきいただければと思います。また、専門部会の所ですが、これはいつ召集されるかまだ決まっておられません。これから話し合いの中で決まっていますが、大体3つほど専門部会を作って、1つの部会につき2回、全部で6回ぐらい専門部会がきたらいいなど、目標としては事務局はあります。そういうところで、年間のスケジュールでございました。御質問等ございましたらお願いいたします。

○友利副会長 ただいまの概要・運営体制、それから令和5年度の活動報告、令和6年度のスケジュールに対しまして、何か御質問、御意見などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。それでは、次の(4)に移りたいと思います。(4)は「新宿区障害者自立支援ネットワークについて」ということで、松澤係長から御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局(松澤) それでは、本日の次第の(4)の「新宿区障害者自立支援ネットワークについて」、障害者福祉課支援係長の松澤から説明させていただきます。資料は5番、横長の令和5年度障害者自立支援ネットワークの年間実績という資料を参照していただきながら御説明をさせていただきます。

今回、新たな任期が始まったということで、障害者自立支援ネットワークの説明も含めて令和5年の実績を報告させていただきます。まず、障害者自立支援ネットワークにつきましては、障害者及び障害児が、地域で自立した生活を送るための支援を行うに当たり、区内の福祉・保健・医療・教育・就労、その他関係する機関や事業所並びに障害の福祉に関連する職務に従事する方の効果的な連携を確保することによって、障害者その他介護する家族等に対する支援を適切に実施するために設置しているものです。本日お集まりいただいている皆様による自立支援協議会は、専門性の高い皆さんの御検討いただく場となっておりますが、障害者の自立支援ネットワークは、実際に障害の方の支援をしている実務者・事業所の連絡会。中には、障害者の相談員の方々もいて、御本人を育てている御家族の方も含めて、実際に障害の方と触れ合っている方々の連絡会という形で、様々な地域課題の抽出や情報共有、また、実務の向上を図る研修会などを通じて、関係機関同士のネットワークづくりを図っております。

まず、障害者自立支援ネットワークの取組ですが、大きく分けて3つの取組があり、それぞれ順番に御説明と実績報告をさせていただきます。

1つ目は、大きな取組として分野別会議の運営です。分野別の会議では関係機関の情報共有と研修を実施しており、令和6年度現在、8つの分野別会議の運営をしております。

まず上からですが、地域生活支援拠点連絡会。新宿区では地域生活支援拠点を3か所定めておりますが、これと、基幹相談支援センターの4か所で、それぞれの相談支援事業所に、地域生活支援拠点の専門性を生かしたアドバイスをしていく会議体として運営をさせていただいています。令和5年度は3回実施して、地域課題の抽出や情報共有、そして、各種相談支援事業所から出てくるサービス等利用計画、モニタリング結果の中身の検証等を行いました。

2つ目が高次脳機能障害者支援連絡会です。こちらは、区立障害者福祉センターに運営を委託しております。新宿区における高次脳機能障害の方の課題を専門的に話し合う場として設置をしています。令和5年度は3回実施しました。

3つ目が進路対策連絡会です。こちらは、主に卒業予定者の福祉サービス利用の調整の場として設置をしております。就労継続B型や生活介護等のサービス利用を希望している方

々が、定員の関係などで行き先が決まらず、在宅になってしまうことがないように、最後の1人まで施設に調整ができるように、新宿区と事業所、そして学校の三者で協力をして進めている会です。

4つ目が身体・知的相談員連絡会です。区内で活動されている身体・知的障害者の相談員の皆様に研修と、そして、情報共有の場を設けさせていただいています。令和5年度は、10月24日に研修会を実施させていただきました。

5つ目がピアカウンセラー懇談会です。こちらは名前のおり新宿区でピアカウンセラーとして活躍していただく方の懇談会となっております。こちらについては、区立障害者福祉センターのほうに運営を委託して実施しております。令和5年度は5月に開催して、参加団体から対応に苦労した困難事例や、連携、協力がうまくいった好事例の共有などを行いました。

6つ目が医療的ケア児等支援関係機関連絡会です。こちらは様々なネットワークの中でも、医療的ケアが必要な児童等の支援に取り組んでいる連絡会となっております。この中には、訪問医療の医師や看護師、医療系の方と福祉の方、教育部門の校長先生なども御参画いただき、連絡会を実施しています。令和5年度は3回実施して、その中で児童通所サービス事業者による実践報告や、医療的ケア児の入所施設の現状について、当事者の方のお話や、政府関係者からの支援内容などをお話しいただいたところでした。

7つ目が相談支援事業所連絡会です。新宿区で認可を受けた相談支援事業所の皆さんの会という形になっており、事業所間の情報交換やサービス利用計画作成状況の把握などを行っております。こちらの連絡会の中では、研修を組み込んでおり、生命保険の会社の方に資産運用のお話を頂いたり、意志決定支援というテーマで研修を、令和5年度に行いました。

そして8つ目が、令和6年度に新たに設置した障害福祉のほうで、訪問系サービス事業所連絡会です。こちらは、令和5年度2月にプレの連絡会ということで対象者に対して連絡会を開催して、令和6年度から新たに設置しました。ちょうど昨日、第1回目を実施したところでした。

次に、大きな2つ目の取組ですが、こちらは、新宿区の皆さんの広い対象に向けた研修事業となっております。自立支援ネットワークでは、職員相互研修、ケアマネジメント研修、ヘルパー研修、虐待防止・権利擁護研修、この4つの研修を実施しております。まず職員の相互研修は、実際の事業所の職員、区職員も含めてですが、各現場を行き来して、他の分野事業所に行き、そこの仕事を体験してみるという実践型の研修ということになっております。令和4年度まではコロナ禍で中止していたのですが、令和5年度は数年ぶりに実施して、31か所の事業所に御協力いただき、総数119名の御参加をいただきました。御協力いただいた事業者の皆様、御協力いただきましてありがとうございます。

2つ目のホームヘルパー研修は、障害者の方が御利用になる移動支援や、居宅介護のヘルパーさんたちに、障害者を理解をしていただくための研修となっております。

3 つ目の虐待防止・権利擁護研修は、こちらは全ての事業所に、国のほうから虐待防止の取組をしっかりと行って研修を受けるようにということになっておりますので、区として、全事業所に向けてこちらから発信していく大きな形の研修となっております。令和 5 年度ですが、12 月 11 日～12 月 28 日にかけて、YouTube による研修動画を配信して、それを視聴していただく形で、延べ 77 名の方に研修を受講していただきました。

そして、4 つ目のケアマネジメント研修は相談支援の従事者だけではなく、高齢の介護保険のケアマネージャーさんも巻き込んで、障害者の方のケアをプランニングする方々の連携と研修となっております。

最後に、自立支援ネットワークの 3 つ目の大きな取組としては、支援者を支援するためのスーパーバイザーの派遣研修を実施しております。自立支援ネットワークに参加している団体の皆様の中から、ケースの事例検討、それから個別の相談に関して、例えば、弁護士の先生を呼んでもらいたい、スーパーバイザーとして精神科の先生に来てもらいたい、そういった御要望があったときに、スーパーバイザーの派遣をしております。令和 5 年度は 5 か所に派遣事業を実施しました。その中で、基幹相談支援センターの職員を対象とした研修にも、専門家のスーパーバイザー派遣を行い、基幹相談支援センターの支援者を支援する立場の職員ですが、こちらの職員のスキルアップも図ったところです。令和 5 年度の実績を兼ねて報告をさせていただきました。私からの報告は以上です。

○友利副会長 この例は、新宿区は、障害者自立支援ネットワークについてのただいまの御説明について、何か御質問や御意見などございましたら、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、次に移りたいと存じます。次は、(5)「令和 5 年度障害者差別解消法の推進に係る区取組について」、武藤さんから御説明をお願いいたします。

○事務局(武藤) 武藤から資料の御案内をさせていただきます。資料の 6 番をお出してください。「令和 5 年度障害者差別解消法の推進に係る区取組について」を皆様に御説明したいと思っております。こちらは自立支援協議会のもう 1 つの側面である障害者差別解消支援地域協議会の兼ね合いで、年に 1 度皆様にこういった活動があるというのを、事務局から御案内しているものです。

1 番の障害の特性に応じたコミュニケーション支援等の充実という所では、障害福祉のコミュニケーションツールの貸出しを、障害者福祉課から行っています。特出すべきが、(3)の障害者を支援する物品の各課への貸出事業。下の表が貸出しをされている物品です。利用実績を見ますと、令和 4 年から令和 5 年で 2 倍実績となっております。令和 4 年よりも前の実績については書いておりませんが、大体おおむね 16～19 件ぐらいの間で推移しているのですが、令和 5 年でいきなり倍以上の 32 件に上がりまして、庁舎全体に障害対応の機器が障害福祉課にあることが知れ渡ってきた結果、貸出し数が増えているのではないかと推測しております。

また、2 番の区職員向けの研修の実施ですが、新任研修や職員研修を行っております。

新任研修の職員に対して、障害者差別解消法の概略や合理的配慮についての説明を、4月の上旬に行っております。本年度は私が行きまして、大体140人ぐらいの新人の前で、合理的配慮の話や不当な差別的取扱いの話の新人に向けてやってきました。

また、今年度は、障害者差別解消法の改正法が4月1日から施行されております関係で、私ども新宿区の職員の障害者に対応するマニュアル、こちら4月1日から改正して実施しております。その説明も私、武藤がいろいろな課に行ったりして、お話をしながら職員の障害者対応のスキルを高めていっております。

続いて3番です。障害者差別解消支援地域協議会の開催ということで、自立支援協議会のもう1つの側面である会議ですが、自立支援協議会を開いていると基本的には差別解消支援地域協議会も開いていることとなりますので、実績としては、自立支援協議会とイコールになります。同じだけの回数実績があるということになりますが、下の表を見ますと、3回行っていることとなります。専門部会では、繰り返しの説明になってしまいますが、障害者の人権についてセミナーを開催しております、「人として当たり前持っている権利について考えてみた」ということで、人権の普及啓発を協議会の中でしています。

裏のページを御覧ください。4番、普及啓発の所です。こちらは特に見ておいていただいて、こういった活動をしているということをお留めください。また、5番の障害者差別解消法に係る相談等の件数については、障害者の福祉推進係、私が所属している所に何箇月かに1度、事業所からこういう差別を受けておりますという御相談があった件数を書いております。おおむね大体0~2件ぐらい、それぞれの項目で毎年御相談がありますが、お間違いないようにしていただきたいのが、差別に関する相談がありますが、これがすなわち差別の件数につながっているというわけではございません。差別と認定している件数ではないということだけお間違いないようにお願いします。私も相談をよく受けますが、差別を受けましたと言っている当の本人の話を聞いて、次、もう一方の当事者のほうに話を聞くと、割と相談者の思い込みでこういうことになっているのではないかみたいなのが、多々見受けられますので、差別に関する相談がそのまま差別の件数につながっているわけではないということをお留めいただきたいと思っております。

最後に6番、「新宿らくらくバリアフリーマップ」の運用という所です。この「新宿らくらくバリアフリーマップ」は、区民や国内外から来る障害者の方や、ほかにも小さなお子さんがいる家族、老人等々の方のために、施設のバリアフリー情報を容易に得やすいレイアウトや環境、操作環境を有するホームページ版を作っております、ここでバリアフリーの状況を見ていただけるような区からの情報発信をしております。

主な機能として、スマートフォンで対応していたりとか、設備機能の逆引き検索、また英語にも対応しておりますし、ルート検索の音声道案内等も付いております。下に書いてありますが、若干、4年前からこちらは運用稼働しておりますが、アクセス数が落ちてきています。なので課題としては、どうやってこういったサイトがあるのかを利用者の方に周知していただくのかということがあると思っております。もう1つの課題として、去年、事業

所の情報、民間の事業所のバリアフリーの情報を集めていたのですが、これが4年前に集めたものではどんどん情報が古くなってきているという問題が出てきております。この古くなった情報をどうやって更新していくかということも課題の1つかと思っております。

委員の皆様におかれましては、「新宿らくらくバリアフリーマップ」なるものがあるということを、周りの方々にどうぞ御案内していただいて、こういったサイトがあることを広めていただくよう、御協力していただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○友利副会長 (5)の「令和5年度の障害者差別解消法の推進に係る取組について」、何か御質問、御意見などありましたらお願いします。

○内藤委員 (5)の差別解消法に係る相談件数については、これは電話で受けたということですか、窓口で受けたということですか。

○事務局(武藤) 基本的に電話で受けておまして、窓口に来てお話ししたいという方もいらっしゃるので、お部屋を御用意してお話を聞いたりしております。

○内藤委員 先ほど差別の件数ではないというお話でしたが、区では実際に相談ではなくて、差別があると思うのです。それを把握されているのかどうか、もし把握されているのであれば、その報告もこちらでしていただけたらと思うのですが。

○事務局(小林) 福祉推進係の小林です。一応そういった差別に関する相談、合理的配慮の相談、様々あるのですが、それを相談者から聞きまして、その相手方がいらっしゃるのので、その相手方に直接どういう状況だったかを聞いているのです。その結果、実際のケースでは折り合いがつかなくて、裁判になったケースもあります。なかなか裁判も、結果的には直接的な差別に当たらないだろうというようなケースもありました。また、合理的配慮についても、合理的配慮の建設的な相談等がされていなくて、結果、事後、その後でそういった配慮が提供できるかというような調整を図ったりするケースもありますので、そういった内容のケースについててん末も含めて、こういった協議会の中で御報告をさせていただきます。

○内藤委員 相談がなくて、例えば、グループホームの恵という所がありましたが、あそこは実際に差別していたわけですね。そういう事業所の差別が、実際に新宿区内ではあるのかなのかという、その辺の部分を知りたいなと思ったのです。

○事務局(小林) 事業所に関しては、私どもに寄せられる所とは少し別で、事業所に対する監査、検査、そういった所で実際そういうものがあつたか、あとは虐待等、そういったものがあつたかということで、この差別とはまた別の所でも検査しています。

○内藤委員 では、ここにはそういう報告は上がってこないということですね。

○事務局(小林) はい。差別に関してはそういう形で報告はさせていただきますが、虐待というところではまた別の視点でということになりますので、一応、このところでは別のものとして捉えております。

○友利副会長 ほかに何かございますか。権利擁護の観点から、高橋委員はいかがですか。

何かあれば、今年度始まるに当たり一言いただければと思います。

○高橋委員 行政相談という形で、月に2回区役所の1階のスペースをお借りして、6人いるので交替で2名ずつでやっているのですが、現実的には、本当に障害という形で来られるという方はほとんどいないです。なぜかと言いますと、やはり障害福祉課が2階にありますし、まあまあ来たとしても、一般住民として障害の方が来ることにはあるのですが、その障害に特化した権利擁護的なこととか、差別のことというのは余り耳にしません。ただ、私たちは窓口ですが、行政評価事務所というのが、関東地区で新宿のやっちゃ場のそばにあります。そこに電話相談というのがあるので、そこには結構入ることもあるみたいですが。ただそこまで報告というのが、私たち委員には上がってこないのです、その辺は総務省としてやっている管轄なので。実際には、例えば、スロープがきつ過ぎて橋を渡れないとか、国道に関する問題などは国のそれなりの部署に回す。市道、区道、都道だったら都へ申し入れてつないでくれるのですが、国の機関なので、国道に関しては葉っぱが落ち過ぎてて走行しにくいみたいなこと。手続があれば、それは都度解消はしてもらって、年に1回の報告会みたいなときに聞くことはあります。そんな感じなので、私個人として、新宿区の行政相談委員として、特別に障害の方から直接にそういう苦情というのはいないです。バスのこととかチラっと前にありましたが、バスの乗車拒否的なことはありましたが、そんな感じなので、この場所に私が出てきていいのかどうかちょっと悩むところでもあるのですが、聞かせていただくことで、そういう相談が来たときもそれなりの振り方はあるかとは思っております。こんな感じでよろしいですか。

○友利副会長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

○御所窪委員 不勉強で大変申し訳ないのですが、相談件数が2件とか、少ないように思うのです。例えば、子どもたちのいじめに関して、何か相談したいと思ったら、タブレットが渡されていて、どこかを押すと相談できるようなシステムが、今井さんありますよね。そんなようなことで、障害者に関しても、スマートフォンやタブレットのどこかを押すと相談できるようなシステムは、今のところないということでしょうか。

○友利副会長 どなたか区のほうの方で、事務局のほうでそれに関してありますか。

○事務局(武藤) 今のところそういった機能のあるものはございません。

○友利副会長 ということでしたが、御所窪委員、いかがですか。

○御所窪委員 了解です。

○今井委員 こういう時代ですので、最低限、今、御所窪委員からお話がありましたように、電話、ファックス、メールとかで相談を受け付けられるような方法を、今後模索していただければと思います。

○事務局(小林) 一応、電話、ファックス、メール等でも区民意見システムというのもございますし、そういった方法等は一応用意はしてあって、更に今回、差別解消法が改正になって、国のほうでもそういった相談を集中的に受ける窓口ができて、その国が受けたものを該当する地方自治体に振り分けるという仕組みも新たにできております。それで、今

年度も新宿区にも 1 件御相談を受け賜っていることでもありますので、そういった仕組み作りは、当然、法改正もありますし、事業所にも合理的配慮が義務化されたということもあるので、そういった方法等を利用者にとっての、障害者にとっての利便性も含めた上で、今後検討して行って、良いものにしていきたいと考えております。

○友利副会長 石丸委員、お願いします。

○石丸委員 内藤委員の発言の中で、1 つ解説したほうがいいなと思ったことがあったので、発言させていただきます。株式会社恵の件という言葉が出たので、ここは整理をしておいたほうがいいと思うのですが、ここで取り上げているのは、あくまでも差別の相談です。株式会社恵に対しては、新宿区では、新宿区の区民からの訴えは起きていませんが、これは食材量費の不適切な徴収と運用という指導監査で都道府県等が調査に入っているものです。新宿区に関しては、新宿区の相談係と支援係が虐待防止センターをやっておりまして、こちらの虐待相談はこの 2 件とは別に、もっと桁の違う形で御相談は受けておりますので、あくまでもこれは地域で差別を受けたのではないかという相談内容のみの数であって、実際に施設の職員からひどいことを言われたとか、お金を取られているとか、そういった虐待相談は別カウントであるというところだけ解説をさせていただければと思います。

○友利副会長 ありがとうございます。ほかにございませんか。お願いいたします。

○塚本委員 今、話題になっている差別の件数について、相談自体は恐らく区内にある地域活動支援センターや、事業者側にも様々な差別や虐待の相談は利用者さんから寄せられることが多々あると思います。今回はその件数は入らず、あくまで区に寄せられている件数だとお見受けしたのですが、例えば、地活の相談の件数とかも、区に都度御報告が行っていると思います。内訳の中に権利擁護の部分が何件あるかというのは分かってくる部分でもあるのかなと思いますので、そういったものの数を拾っていくと、より正しく区内のどんな相談が何件ぐらいあるのかというのが見えてくるのかなとは思いました。もちろん、それが全てではないですが、相談が全て区に寄せられているというわけではないということを考えますと、その前提で数字を読んだほうがいいのかと思った次第です。

○友利副会長 今、塚本委員からお話があったように、地活とか、計画相談の当事者と向き合っている方たちや、私のように常に日頃支援している当事者と接している人たちの所には、そういうことに差別されたという話はたくさん持っていらっしゃる。拠点の所でも持っていらっしゃると思うのですが、ここに出てくる数字が少しまた別の色をしているということで、皆様には御承知おきいただき、分けることも含めて、今後また話し合っていけたらと思っています。それでは、早田副会長、お願いします。

○早田副会長 今のお話を聞いていて、ちょっと素朴な疑問だったのですが、区の各地の事業所で相談事業、場所によっては 24 時間対応で相談を受けたりしているとは思いますが、そういうものの数の集計とか、あるいはそれを区のほうで把握はされているのですか。

○友利副会長 今日は、事業指導係長は御欠席でいらっしゃいますか。それに関しては。

○事務局(小林) 今日には事業指導係長は欠席ですが、私どもの障害者福祉課で、集計は取っているところです。今、何件かというのは、今日欠席しているので申し上げられませんが、そういった統計的なものは取っております。

○早田副会長 そういう各事業所の相談件数というものは、こちらには余り出てこないのですか。そういう数が多い、それが何十件、何百件なのか分かりませんが、そういうものも把握するのも1つなのかなとは思いますが。もちろん、今ここの区取組の報告なので、区が直接相談を受けたものということで、今年は2件、2件というのは、もちろんそれはそれで分かるのですが、ほかの現場の事業所に来ている数というのも、ある程度把握すること、状況を情報提供でお知らせするというのも、ちょっと見てもらったほうがいいのではないかなとは思いました。意見です。

○事務局(小林) 建設的な意見をありがとうございます。確かに差別解消法に係る1つの課題としては、そういった差別に関するもの、合理的配慮に関するもののケース、どういったケースがあって、どのように対応するかというのが、やはり1つ大きな視点にはなってくるので、今、せっかく建設的な意見を頂いたので、多くの差別事例、合理的配慮事例をこういった会の中で御紹介するという事は、やはり、今後していくべきだと思いますので、事務局としても建設的に進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○友利副会長 ほかはいかがですか。よろしいですか。高橋委員、お願いします。

○高橋委員 今、いろいろな御意見を伺っていて、今の場合は障害当事者として感じたのが、果たして、普段思っていることをどういう形で表現できるかなとすごく思っていて。私もこれは個人的なことになってしまいますが、今、都営地下鉄が開業から長くなって、順次、エレベーターの更新工事が行われているのです。私も毎日往復する場所があって、そこも冬場に1回、改札からホームまでのエレベーター改修、それは意外と短かったのですが、それでも2か月ぐらいです。今回は地上からの更新なので3か月ぐらい、4月13日から始まったのですが、正直言って、キャタビラというものは、皆さん多分見たことはあるかもしれませんが、車椅子ごとキャタビラに乗せられて上がるのですが、それを2週間やったら、私、個人的に首も頸椎1番固定手術をしたりしているので、それがひどいことになってしまっただけ。今、ここに出れて来れたのですが、本当にその前に、その手術部分が悪くなったのか、ちょっと分からなくて、一応MRIを撮ったりして、手術部分ではなくて、やはり、別の部分にきているということが分かったのです。今はもう正直言って、タクシーを使っている状況なのです。バスで行ける所は行っていると。そういう現実をあれしたときに、これって確かに差別とも言えないし、合理的配慮はしてくれているのだよなという事は分かるのですが、経済的にそれをしなければいけないときに、都営だから都営の駅に早めにとか言っても、どうにもできないことがあります。その辺が皆さんどんなふうか思いを伝えることができる状況なのかと。今、皆さんの御意見を伺っていて、確かにそんなにないんだなと思ってしまうえばそれまでですが、そういう日常のことが、自立支援協議会という、自立して生きていくという方はいっぱいいらっしゃるのだから、これはあくまで

も当事者感覚です。ただ、一市民でもあるので、どこまで言っているのかみたいな、これってわがままとか、それはかなり個人差があって、これも提案として、しっかり当事者に教育と言ったら大げさかもしれませんが、何かそういう機会がもっとあってもいいのかなというのは意見として持ちました。以上です。

○友利副会長 当事者目線からの貴重な御意見でした。会長、お願いします。

○三浦会長 今回の御発言はとても重要で、明瞭な差別でなくても、生活を営んでいく上で、本人が望まない特徴によって大変さを、金銭的、肉体的、心理的に強いられている。これは差別でないかもしれませんが、放置してはいけなと。要するに社会における平等性がそこにはないということです。昔で言うハンディキャップみたいなことです。今、ハンディキャップではなくて、社会側の環境整備の問題と言われていますが。hand in capというのは、帽子の中に石を何個か、黒い石と白い石を入れて、白い石を取った人が勝ちと言って、勝ち続けてしまうと、その人がたくさん後でお金と交換できるから、勝ち続けている人には、白い石を少なくして、黒い石を多く入れて、見えない石を取る。なので、得している人が重い不利を負うのが hand in cap ですが、要するに、帽子の中に手を入れるから hand in cap でハンディキャップという言葉になったのですが、本来は得している人が重い負担を背負うというのがハンディキャップなのです。なので、競馬とかのハンディキャップのほうがむしろ本来の使い方に近くて、強い馬に重い負担を負わせると。でも、それが逆に障害当事者と言われる人が重い負担を背負っているのをハンディキャップと表現するようになってしまったので、本来は違うわけで、要するに、それは何に似ているかと言いますと、社会の側か楽したまま、本来は負担を除かれなければいけない人に負担を背負わせているという状況は差別ではないかもしれませんが、正常な社会、ノーマライゼーションが発達していない社会かなと思ったので、引き続き、私なりに勉強していきたいと思います。

○友利副会長 それでは、次の(6)に移ってよろしいでしょうか。では、(6)の「専門部会について」、武藤さんから御説明をお願いいたします。

○事務局(武藤) 専門部会についての概要・運営体制を私からお話ししたいと思います。資料2の裏面を御覧ください。令和6年度新宿区障害者自立支援協議会専門部会開催の流れと書いてある所です。一応、右側に言葉で専門部会の流れが書いてありますが、基本的には①～⑧のと通りの順番で専門部会の運営をしていきたいと考えています。

簡単に言うと、左側の四角の専門部会で一番大きく困っている所を見ていただきたいんですが、この枠の中の委員で地域課題を見つけ、また部会長が全体会議に持ち込み、更に全体会で協議した後、ブラッシュアップした課題を外に向けて発信していくという流れで専門部会を運営していきたいと思っています。外に向けて発信していくという意味は、障害者政策推進協議会や障害者自立支援ネットワーク、こちらに情報共有等をしていくという意味です。

今回、今年度から変わった所があります。それが②番です。事務局は障害当事者、当事

者家族、事業所等から、広く地域課題等意見をアンケート形式で収集し、当該課題の関係者として専門部会に参加要請するという所、これが新しく文言として追加いたしました。去年度も専門部会に必要であれば、外部から人をお招きして話を聞いた実績はあるのですが、今年度は、この部分を更に強化していきたいと考えております。より外部の意見を取り入れるということで、地域の方々から意見を拾うためにアンケート形式で意見を収集するというふうにしました。その意見を収集するアンケートですが、それが資料の7です。

資料の7の表側には、自立支援協議会の図の簡単なものを載せました。この自立支援協議会が何をやっているのか、また令和6年度からはどのようなことをやっていきたいのかということ、アンケートの表面で紹介させていただいて、裏側が、実際にアンケートになってます。ここのお題の書き方が、わりとフワッと書かせてもらってます。事業所の方や関係者、家族の方々が書くのに、取りあえず何でもいいから課題に思っていることを書いていただきたいという思いから、このようなフワっとした文言にしました。

ここで、意見を言っていた方に、できれば専門部会の特別な関係者として委員会に出席してもらいたいの、自立支援協議会の専門部会で出席することは可能ですかという所にチェックを設けました。氏名、所属、電話番号、連絡先等を必ず書いていただいて、アンケートを作成しております。以上が、この専門部会の概要・運営体制ですが、ここに関して何か御質問等がありましたら伺います。

○友利副会長 この専門部会の今年のやり方について、何か御質問や御意見があればお願いいたします。石丸委員、お願いします。

○石丸委員 今回、このアンケートは、障害当事者、当事者家族、事業所等にまくと事務局から説明があったところですが、障害当事者、当事者家族ということになると、ものすごい数の方々がいらっしゃるのです。どのような形で、そういう方々にこのアンケートを配布する予定なのか教えてください。

○事務局(武藤) アンケートを配る先は、障害者の自立支援ネットワークに所属していらっしゃる事業所の方々や、あとは、社会資源マップに書かれてる事業所の方々。そういった所に配ることによって、一応の障害当事者や障害者家族、事業所の方々の意見を頂戴したいと思っております。網羅はしていないかもしれませんが、取りあえず小さな所から、こつこつやっていきたいと考えております。

○友利副会長 これは障害者団体連絡協議会は入っていないという認識ですか。

○事務局(武藤) 入っている認識ではありませんでしたが、入れます。

○友利副会長 障害者団体連絡協議会の当事者の皆さんや家族の方、支援機関もありますけれども、いろいろなことが日々課題だと感じていることが多いと思います。よろしくお願いします。何か御質問や、せつかくですから分かりづらいことがありましたら。早田副会長、お願いします。

○早田副会長 昨年までであった専門部会としては、災害時の支援を検討する部会、権利擁護検討部会、地域における障害福祉のあり方を検討する部会の3つを設けてたのですけれ

ども、今年度からはこの3つを設けるというのは、今決めるのはやめて、新しく専門部会というものを立ち上げから検討するということですよ。

○事務局(武藤) さようです。次の議題にはなってしまいますが、一応、こちらで用意しているのが地域づくり部会、相談支援部会、子ども部会という形で考えているところです。皆様から何か意見があれば、部会のやることを調整したいと思うのですが。どうでしょうか、御意見はありますか。部会の種類に関して。

○早田副会長 専門部会の具体的な検討の話とは違うのですけれども、アンケートの中身の話で、アンケートで取り上げたいテーマで一言書いて、その下で具体的なエピソードという所で、具体的に相談を検討してほしいことを説明するという書き方だと思うのですけれども、取り上げたいテーマとしては、例えばどのようなことを考えているのですか。それとも、余りそれをこちらで示してしまうと限定させてしまうので、あえて何も書かないってということなのでしょうか。

○事務局(武藤) あえて何も書かなかったのですけれども、部会としては一応子ども部会や相談支援部会という名前も考えているので。

○早田副会長 例えば、子どもの学校の話とか、あるいはどこかのお店で。昔の話ですが、バスで不都合があったとか、ちょっとした一言というのがどのぐらいのことを書けばいいのか、例示をしてみてもいいかと思います。このようなものということで2つ3つ挙げてみると書きやすいかと。

○事務局(武藤) それは、アンケートに少し記載しておいたほうがいいということですか。

○三浦会長 例えば、回答例。

○事務局(武藤) 回答例。分かりました。

○三浦会長 今の混乱の所の説明なんですけど、最初に3つの部会について言うと、障害者福祉課から示されたものであるということをして先に説明しておきます。今の話の直近のことと言うと、要するに、アンケートを回答する人からの意見を募るという言葉が出たのですが、自立支援協議会は意見を集約する場ではなくて、地域課題をみんなで平等に検討していく場ですので、むしろ意見を募ろうと思ってアンケートを作ってるからよく分からなくなってしまう。要するに、普段感じている課題は何かありますかとか、このようなことで困ったということはあるんですかとか。もちろん、このようなことがあるといいと思います、というような意見でも構いませんと書いて。例えば、このようなことですかという感じで例示をすると、ディスカッションは集約するのではないかと勝手ながら思います。

○事務局(武藤) 分かりました。アンケートを書き直して、このようなものでいきたいと思えますというのを、協議会の後に皆様にお送りいたしますので、御意見を頂ければと思います。一応、アンケートをわりとすぐに先方に送っていききたいと思っていますので、タイトなスケジュールを示すかもしれないのですけれども、アンケートを作ることに對して御協力いただければと思います。お願いします。

○友利副会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。障害者福祉課から御呈

示いただいた地域づくり部会、相談支援部会。次の説明になるかもしれませんが、アンケートのことが話に上っているので、子ども部会の中に大体、これでどこにどんな相談が来ても、いろいろフワっとしたことが来ても、これに入るのではないかというイメージで私は説明を伺ったのですが、そのような感じでよろしいですか。

○事務局(武藤) さようです。相談支援関係や子ども部会関係以外のものが、地域づくり部会に入ってくるということになります。

○友利副会長 ほかに何か御意見や御質問はいかがでしょうか。武藤さんには、またお聞きする文言と、それから例示するこのような感じでいいというものがあると、皆さん書きやすいかと存じますので、何とぞよろしくお願いいたします。続けて大丈夫ですか。

○三浦会長 よく分からなくなっています。今は(6)をまとめてやったのですか、事務局としては、(6)をまとめて、説明してない所を説明してください。

○事務局(武藤) 分かりました。特に②の所なのですが、部会の種類で地域づくり部会と相談支援部会と子ども部会を作る予定なのですが、部会長というものを設置しなければいけません。地域づくり部会には、新宿区立障害者福祉センターの館長で。

○三浦会長 部会3つあるのですけれども、相談支援部会、子ども部会以外の何かの課題については、まとめて地域づくり部会という御発言があったと思って、それでいいと思うのですけれども、相談支援部会は専門家ではない私から見ると何のことを意味するか分からないので説明してください。

○石丸委員 石丸が説明します。私が少しお話をしたいと思うのですけれども、相談支援部会で何を取り上げるかということについては、まだ何も決まってないと思うのですけれども。地域の方々のお困りごとだったり、実際のサービス提供に伴う資源の足りなさみたいなことは、今、相談支援事業所の方だったり地域生活支援拠点だったり、様々な所の相談員に情報が集まっているはずだと思っています。そのような方々の直接のお話を聞ける場というのが、これまで自立支援協議会の中になかったので、相談業務を通して知り得た地域の、新宿区の足りないお話をまとめて、収集できるような部会を目指していると聞いていました。そのようなイメージです。

○三浦会長 そうすると、3つの部会それぞれ三つどもえというか、双方向性の矢印が多分あるのですね。相談支援部会に相談支援という事業をしている方たちが多く集って、その中で出てきた子どもに関することだとか、直接相談のものではなくて町づくりに関して、要するに社会の側の何かを推進しなくてはいけないのだということは、そちらにフィードバックがいくし、同じようにほかからもフィードバックがいくしと、双方向性の矢印という解釈でいいかと私自信は思いました。

○友利副会長 昔、個別支援会議という自立支援協議会でのすごく主眼とした1つなのですけれども、困りごとを具体的に事例を、今どうしようかと話し合う会議をよくしているのですけれども、これのイメージもここに含まれるのかとと思っているのですけれども、それは間違いはないですか。

○石丸委員 個別支援会議のような形をここに入れ込むかということも含めて、専門部会の立ち上げの中で検討していく内容と思います。

○友利副会長 廣川委員、何かございますか。

○廣川委員 自立支援協議会の中に、もともと地域の中での困難事例、重複にいろいろな問題を抱えているとか、解決が非常に困難である、困難であるからこそ地域の中のネットワークとか、フォーマル、インフォーマルないろいろなサービスを組み合わせるとか、そのようなことが必要になってくるだろうと思われる困難事例みたいなことが、課題として出てくると思いますね。もともと地域が抱えている、縦横いろいろなところに関連するような困難事例というものを地域で解決していくというのが、自立支援協議会の基本的な役割の1つであると思ってたのですけれども、違ったかなと思ってしまいました。

○友利副会長 違います。

○事務局(小林) 相談支援部会の中で、当然、個別事例の話もそうなのですけれども、地域生活支援拠点、それと基幹相談センターで今後新たに拠点も1つ増えることも予定されております。そういった地域の相談の個別事例に関して、困難事例に関して、そういった地域の資源、ネットワークを使ってどのように解決していくのか、そういったことが事例を通じて体制が見えてくればいいかなと、1つは考えているところです。

○友利副会長 部会は3つと分かれていても、先ほど会長がおっしゃったように双方向でいろいろな問題点が伴ってくると思います。その点を御承知おきいただければと存じます。

○事務局(武藤) 部会長の話をさせてください。地域づくり部会ですが、新宿区立障害者福祉センターの椎名委員にお願いしたいと思っております。また、相談支援部会には、シャロームみなみ風の施設長である廣川委員。また、子ども部会に関しては、東京ソテリアの塚本委員にお願いしたいと思っております。内諾は得ているのですが、会長の指名が必要です。会長、よろしいでしょうか。

○三浦会長 指名させていただきます。

○事務局(武藤) ありがとうございます。「次第」の中の4番目、部会の所属についてです。皆さんにいいと思った部会に所属していただきたいと思っております。複数所属していただいても構いません。

今、ここでいろいろ話すと長くなってしまうので、恐れ入りますが、委員会の終了後、どこに入っていたかメールでお送りいたしますので、御返信いただければと思います。

○三浦会長 そうですね。今日のような全体会は、年に2、3回しかなく、議事も決まっております、実のある話合いはこういう部会などでないとなかなかできません。かといって、そこに1回所属したらずっと出続けなければいけないわけではないので、いずれかの部会にお気軽な気持ちで参加等していただけると、話合いがより実りあるものになるかと思っております。以上です。

○事務局(武藤) 説明は以上です。

○友利副会長 (6)の専門部会について、御意見、御質問が更にあれば是非お願いいたします。南大路委員。

○南大路委員 初めてなので、相談支援部会と子ども部会は、大体、想定できます。地域づくり部会は、表題がすごく大きいので、何をなさる部会なのかお話いただければ選びようがあるかと思えます。お願いします。

○事務局(武藤) 説明になっていないかもしれませんが、相談支援部会や子ども部会に入らないものを地域づくり部会に入れたいと思っております。

○三浦会長 早田先生、どうぞ。

○友利副会長 早田副会長。

○早田副会長 今のことについて、例えばで結構なのですが、アンケートが来ないとやりにくいと思うのですけれども、どのようなテーマを地域づくり部会で取り上げることを想像していますか。

○三浦会長 昨年までの部会でのいろいろな話を踏まえると、例えば、日中の活動の場所が終わった後の夕方の過ごし方がすごく課題になるかと、そういう場所がうまくできるといいという話。あと、社会の側が障害に対してもう少し理解してくれたほうがいい。それをどう社会に向かって情報発信していこうか、それが自分たちだけでできるか、区内のほかの所にお願ひすればいいかなど。特に災害などに関して言うと、去年は、実際に区内の災害に関するほかの所管部署をお招きしてお話しいただき、それも含めた地域づくりですよ。

いろいろなことを検討する意味で言うと、箇条書にすると当然たくさんあるかと思うので、アンケートを出すときには、今、私が言ったように、箇条書で例えばこういうことというふうに、アンケートの記入例のような所を書いておくといいかという感じがします。

○事務局(小林) 昨日、違う会議で課題として挙げた話です。例えば、地域での障害者の移動に関する課題があるのではないかという話が、少し昨日挙がりました。一般的には移動支援を使ったりしているのですが、その移動支援の中においても報酬体系の問題などがあるので、なかなかうまく回っていないことが課題として少し挙げられました。そういうことも、地域づくり部会での検討課題として挙げることができるのではないかというふうに、昨日、少し考えておりました。

○南大路委員 そのまのものを言ってしまうのですが、専門部会が3つしかないので回せるのかという感じがあります。首都直下型地震がいつ起こってもおかしくないと思うので、災害に関しても専門部会があったほうがいいと思えます。

先ほどの差別解消法の所でも相談件数が2件しかない。そして、その2件の中身は、実際にこういうような案件であったということが示されていないような気がします。そうすると、虐待とは関係ないかもしれないが、権利擁護の部会があったほうがいいと思えます。

あと、「にも包括」は、これから何か動こうかとしている状況で、「にも包括」は長期入院者が地域に戻ってくることを大きな課題としているので、地域移行部会などもあった

ほうがいいのかと思ったりします。それを地域づくり部会に全てしていただくことになるので、そこに今度はワーキンググループができていくのかなど、そういうことを考えるのですが、事務局としては、それを考えていらっしゃるということでもよろしいですか。

○三浦会長 それでいいと思いますよ。実際、前年度までは、災害部会もあったし権利擁護部会もあったのですよね。私から見ると、当然、引き続きの検討事項があるので、尻切れトンぼで終わってしまう感じもなきにしもあらずかもしれない。

そのための部会を更に作ってもいいかもしれないが、そうでなければ、地域づくり部会の中にサブカテゴリーを幾つか作り、その中で、残された宿題を引き続き解き続けることは大切かと思うので、そこは臨機応変にやっていきたい。早田先生、どうですか。

○事務局(小林) すみません、一言。おっしゃるとおりで、柔軟性を持ちながら地域部会で権利擁護とか。確かに障害に関する課題は非常にたくさんの分野に分かれて、当然、災害のことも無視できず、喫緊の課題として意識していかなくてはいけないことです。

たくさん部会を作っていくと、回数的な問題もあります。併せて、自立支援ネットワークの中で、分野別の会議も実施しているところです。その中との連携も含めながら、いろいろな地域課題について、自立支援協議会と共に進めていきたいと考えております。

○早田副会長 私も、昨年までの部会で引き続き検討が必要なものについては、専門部会の名前が変わっても、その中のどこかの部会で引き続きやっていくことになると思います。量が結構多くなってくるようであれば、PTなどを適宜作りながら検討していくというふうに感じています。

○友利副会長 喫緊の課題が多くて本当に大変なところです。先ほど小林さんがおっしゃった自立支援ネットワークとも連携するというお話ですが、障害福祉計画の中で自立支援協議会がいろいろな所と連携するという言葉がたくさん出てきます。

ところが、実際に連携したいと思えば会議を傍聴させていただきたいと言っても、それがなかなかかなわなかったり、意見が言えなかったりということも、今回からは、相談支援の方々が傍聴されていますけれども、友利個人としてですが、実際に連携しているような形を是非取っていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、武藤さん、アンケートの次の案やいろいろなことがございますが、何とぞよろしくお願いいたします。どうぞ。

○三浦会長 資料8は、昨年も配ったものです。前期の段階で障団連さんの協力を得て、複数の障害、いわゆる、障害領域に、複数の方々をお招きした大きな話し合いを2回やった。その結果を私なりにまとめたものなので、後で読んでおいていただければと思います。

要するに、地域課題はたくさんあるということです。取り組まなければいけないことがたくさんある。でも、時間に限りがある、人に限りがある中で、ある程度、取捨選択しながら部会も含めてこういう場で検討していかねばならない部分もある。私自身は、結構な罪悪感を持ちながら、こういう会議の立て付けを考えている。要するに、取り組まなければいけないことは、これだけたくさんあるということかと思えます。

ここは重要な話なのできちんと議事録に残したいのですが、ほかの行政区ですとこういう委員会は公募制で委員を募ることもありますね。ただ、私たちのこの会議においては、新宿区からの委嘱を受けてやるものであると。なので、私たち自身が、障害を持っている方や、若しくは、市民を代表できる立場にはないと私は思っているわけですね。もちろん、議事録は公開されるから何らかのフィードバックを受ける可能性はありますけどね。

今回、専門部会の中に更にコアメンバーによる検討の会を作る。そこのメンバーをどういう人に参加してもらうか、そのためにアンケートを配る。アンケートの配り方は、恣意的な配布ではまずいと思います。なので、障団連さん、自立支援ネットワークの所属、あと、新宿区には社会資源マップという資料があるので、そこに掲載している団体さんなど、アンケートは広くまくべき。

そうすると、レスポンスがたくさんあるかもしれない。たくさん来たものを解析するのが難しければ、私、障害者福祉課に手弁当で協力するので、アンケートはなるべく広く募ってほしい。その上で、コアメンバー的な方を外部からお招きする経緯になると思います。誰を抽出するかは、できれば私を含めた役員で検討したいと思います。この人に決まりましたと私が把握しない中で、これがコアメンバーということは、私自身が責任管理できないので、私を含めた役員にきちんと計らいをしてもらいたいということです。

そうでないと、一部の人たちの恣意的な内容の運営は、外部から見ると疑義が生じる可能性があるので、私自身としては、作業は机の上で全部したいということです。もちろん、私以外の誰かがこういう人をコアメンバーに入れたいと言ったときに、私は排除することはないし、今までも排除したことは一切ありません。

ただ、私は、プロセスに介在していないとプロセス自体に責任が負えなくなってしまうので、そういう意味で言うと、障害者福祉課には、例えば、アンケートについても、特定の団体や特定の人に対してアンケートに答えてくださいという言い方をしては駄目。配るのであれば、無言で全員にサーッと配るということね。コアメンバーを選ぶときも、私を含めた役員と一緒に検討していくというふうにして、私は、区民や障害当事者に対して説明責任性を広く果たしていかなければいけないと肝に銘じたいので、そういう前提でお願いしたいと思っています。以上です。

○友利副会長 ほかに何か最後に、全体でこれだけは伝えておきたいことはありますか。武藤さん、御説明が途中だったでしょうか。どうぞ。

○事務局(武藤) 私から、「さがせる新宿」というインターネットサイトに関して、皆様に御案内したいと思っています。

「さがせる新宿」が、7月1日より本格稼働しております。このサイトはどのようなものかという、障害者のサービス利用者が、インターネットのサイトを利用して、新宿区内の障害福祉サービス等事業所を検索できるサイトです。皆さんの近くに事業所探しに困っている人がいらっしゃいましたら、是非、案内してあげてほしいと思います。

また、利用者以外の事業者におかれましても、関係者サイトが「さがせる新宿」に内

蔵されております。ID とパスワードを使って関係者サイトに入ると、サイト内の自身の事業所の情報の修正ができたり、新宿区からお送りする情報、厚生労働省や都から来る通知を、そのサイトの中で確認することができます。

新宿区としては、ゆくゆくはこのサイトを使って、掲示板の機能を使いながら事業所のやり取りをしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひします。ただ、今のところは、事業所の方々にこのサイトをまだまだ知っていただけておりませんので、周知を図っていくところから始めています。

ちなみにパスワードと ID は、1、2 週間の間で登録した事業者には手紙でお送りすることにしております。また、その手紙の中には、このサイトの使い方の研修のお時間なども同封したいと思ひますので、お時間のある方は研修にどしどし御参加ください。よろしくお願ひします。以上です。

○友利副会長 ありがとうございます。早速、「さがせる新宿」を拝見しますが、紙ベースの社会資源マップもそのまま。

○事務局(武藤) 社会資源マップも、自立支援協議会の委員の方々に御協力していただき発行しておりますが、今年度も発行いたします。今のところは、事業所を紙ベースで探せるものとインターネットサイトで探せるものを併用して、利用者の方々や事業所の方々に御利用いただければと考えております。

○友利副会長 だんだん閉会の時間が迫ってきました。議事に関しては、以上でよろしいでしょうか。先ほども言ひましたように、最後に何か一言あれば、是非お願ひいたします。よろしいでしょうか。

○三浦会長 御所窪さん、大体分かりましたか。

○御所窪委員 はい。

○三浦会長 この前、難しい用語ばかり多くて分からない瞬間があると言われて、そのとおりだと思ひましたが、今日は大丈夫でしたか。

○御所窪委員 大丈夫です。頭が働いています。

○三浦会長 よかったです。

○御所窪委員 「さがせる新宿」もよく分かっています。

○友利副会長 廣井委員、お願ひいたします。

○廣井委員 少し質問です。「さがせる新宿」は、以前から高齢者向けに登録するサイトということで運営していたかと思ひます。あと、地域の通いの場を登録してあるなど、そういうことで運用がなされていたかと思ひます。7 月から障害にも対応したという理解でよろしいでしょうか。

○事務局(武藤) さようございます。「さがせる新宿」は、大体 3 年ほど前から運用を開始しており、この 3 年間は医療、介護、通いの場の事業所が検索できたのですが、7 月 1 日からは障害者の事業所の情報を追加して、サイトが少し大きくなったようなイメージです。

○石丸委員 基幹の石丸です。社会資源マップには、実は訪問系のヘルパー事業所、訪問医療、訪問看護がずっと載っていませんでした。障害者の方々にとって、ここの分野はとても大事な分野です。障害者の方々が、そういうものを全て「さがせる新宿」で見られるようになることが今回のポイントになっておりますので、是非、御周知いただければと思います。

○友利副会長 だんだん精度が成熟していく中では、ニーズが変わってきて、その変化に対応してくださっていると理解しています。皆さん、頑張って周知しましょう。よろしくをお願いします。ないようでしたら、閉会に当たり、早田副会長から一言いただけますか。

○早田副会長 副会長の早田です。今年度、第1回目の自立支援協議会の本会議ということで、結構、濃密な議論をされたのではないかと思います。今年度からは専門部会も少し名前を変えて、ある意味、気分を刷新して新たな取組も拾い上げつつ、多分、今までよりも地域課題をよりすくい上げやすいように、拾い上げやすいようにということで、若干、形態や名称を変えてやってみようということだと思います。新しいものを始めたというよりは、今までのものを改良して進めていこうというものだと思います。

専門部会は、皆さんそれぞれが積極的に参加していただかないと、誰も参加しないことになってしまいます。もちろん、全ては御負担かと思いますが、せめて1つ、2つ、あるいは、自分の関心のあるテーマが挙がってきたときだけでも参加するような形で、積極的な形で皆さんにも専門部会の検討を是非考えていただきたいと思います。もちろん、この後、2回、3回とある本会議にもきちんと出席していただいて、新宿区の障害がある人たちの暮らしやすさ、生きやすさに対して少しでも進めていけるような協議会ができればと思いますので、引き続き、よろしく願いいたします。今日は、ありがとうございました。

○友利副会長 以上をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。